狩猟者必携

令和８年度
岐阜県鳥獣保護区等位置図

この図面は、鳥獣保護区等の位置と区域の概略を示したものです。

区域が明確に判断できないときは、標識を確認するとともに、岐阜県自然環境課、岐阜地域環境事務所又は各県事務所環境課にたずねるなど確認し、まちがいのないよう狩猟してください。

1. 一般的な事項

(1) 鳥獣保護区、休猟区及び特定猟具(銃)使用禁止区域内では、絶対に狩猟しないこと。ただし、特定猟具(銃)使用禁止区域内では網猟及びわな猟狩猟者登録者は狩猟できる。

(2) 狩猟するときは必ず狩猟者記章を胸部又は帽子につけ、狩猟者登録証を携帯すること。また、第１種及び第２種銃猟の狩猟登録者は銃砲所持許可証も携帯すること。

(3) 狩猟鳥獣以外の鳥獣は絶対に捕獲しないこと。

(4) 日没から日の出前まで及び危険と思われる場所では銃猟をしないこと。なお、網猟やわな猟についての時間規制はない。

（参考：岐阜市）11月15日　日の出時刻は6時28分，日没時刻は16時47分
12月15日　日の出時刻は6時54分，日没時刻は16時42分
1月15日　日の出時刻は7時01分，日没時刻は17時03分
2月15日　日の出時刻は6時40分，日没時刻は17時35分
3月15日　日の出時刻は6時04分，日没時刻は18時00分
} １分前後の誤差があります。

(5) たき火、タバコの火には十分注意すること。

(6) 狩猟者登録証は、4月15日までに交付を受けた行政機関（岐阜県自然環境課、岐阜地域環境事務所又は各県事務所環境課に返納すること。
なお、狩猟者登録証裏面に捕獲した鳥獣の結果（月日、鳥獣名、数量、雌雄、場所（メッシュ番号））を記入すること。（共同捕獲者がある鳥獣については１人だけが報告すること）

(7) 狩猟者登録証を期限までに返納しない場合は、処罰されることがあります。

2. 猟銃使用時の注意事項

(1) 発射時以外は用心がねの中に指を入れないこと。
(2) 発射の場合は矢先を充分確認すること。
(3) 発射の必要な時まで装てんしないこと。
(4) 銃口は絶対に人に向けないこと。
(5) 銃口内に異物（土・雪・木の葉）が入っているときは、発射しないこと。
(6) 銃を手にし、あるいは手から離すときは、必ずたまをぬき出し、たまの有無を確かめること。
(7) 酒気をおびて銃を手にしないこと。
(8) 危険な銃の取り扱いや操作は互いに注意しあうこと。
(9) 樹木、電柱、電話線、送電線などに被害を与えないようにすること。

3. イノシシ・ニホンジカ狩猟の特例

(1) 狩猟期間の延長
１１月１日から３月１５日までとする。
・１１月１日から１１月１４日までの猟法
わな猟（箱わなはツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けたものに限る）及び銃猟（止めさしに限る）
・２月１６日から３月１５日までの猟法
わな猟（箱わなはツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けたものに限る）及び銃猟

(2) 休猟区での狩猟
県内のすべての休猟区で狩猟を可能とする。
※休猟区内に設置する箱わなは、全期間ツキノワグマが抜け出せる脱出口を設けたものに限る。

4. お願い

(1) 標識のついた鳥類を捕獲した場合は、岐阜県猟友会、岐阜地域環境事務所又は各県事務所環境課へ標識を提出してください。

(2) ガンカモ調査が実施される日（１月中旬頃予定）は、カモ類の狩猟を自粛してください。

“カスミ網密猟３ない運動”推進中
山をトヤ場に使わせない
非狩猟鳥獣を捕らない
密猟鳥を食べない

カスミ網による密猟の防止を図るため、ツグミなどの非狩猟鳥獣の密猟、料理飲食店等での売買等の違反について取り締まりを強化しています。違反についての情報があれば、岐阜県自然環境課、岐阜地域環境事務所又は各県事務所環境課までお知らせください。

鉛弾による鳥類の鉛中毒や環境汚染を防止するために非鉛弾を使用しましょう！

凡例

鳥獣保護区		指定猟法禁止区域(鉛製散弾の使用禁止)	
特別保護地区		自然公園特別保護地区	
休猟区		林野庁所管国有林	
特定猟具(銃)使用禁止区域			

東海自然歩道　この歩道は公道に該当します。行楽シーズン等は多くの人々がこの歩道を利用していますので十分注意してください。

1 : 150,000

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報20万）を使用した。（承認番号　令元情使、第 333 号）」

岐阜県　令和8年9月製作（不許複製）　地図調製：（株）乙坂印刷社